

広島県告示第二百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和六年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションら いとす廿日市	廿日市市宮内四丁目一〇番五号	令和五年十二月一日
オムエル訪問看護ステ ーション	廿日市市佐方二丁目一一番一八号	令和六年二月一日